

2006年12月8日に公布された改正感染症法における病原体の種別と取り扱い、病原体等所持者の義務等の要点

(日本細菌学会 BS委員会 荒川)

Dec. 28, 2006

特定病原体等の種別	病原体等名 (青字は細菌または毒素)	取り扱い	所持者の義務等	
			研究機関等	病院・診療所等
第一種病原体等	エボラウイルス クリミア・コンゴ出血熱ウイルス 痘そうウイルス 南米出血熱ウイルス マールブルグウイルス ラッサウイルス その他政令で定めるもの	<p><b>【所持等の禁止】</b></p> <p>国又は政令で定める法人のみ所持(施設を特定)、輸入、譲渡し及び譲受けが可能</p> <p><b>発散行為の処罰等</b> (第六十七条)</p>	<p>病原体を所持前に「感染症発生予防規程」を作成し厚生労働大臣に届け出る。</p> <p>「病原体等取扱主任者」を選任し30日以内に厚生労働大臣に届け出る。</p> <p>「感染症発生予防規程」の周知と教育及び訓練</p> <p>滅菌、譲渡する際の届け出</p> <p>記帳義務、施設の基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守</p> <p><b>運搬の際には公安委員会へ届け出て証明書の交付を受ける。</b></p> <p>盗難等事故発生時の届け出 災害時の応急措置と届け出</p>	<p>病院、診療所、検査を行う機関が、業務に伴い病原体を所持する事になった場合は、滅菌、無害化しなければならない。 (第五十六条の二十二第一項第二号)</p> <p>滅菌、譲渡する場合も、記帳義務、政令で定められた施設、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守 (第五十六条の二十三～二十五)</p>
第二種病原体等	SARS コロナウイルス 炭疽菌 野兎病菌 ペスト菌 ボツリヌス菌 ボツリヌス毒素 その他政令で定めるもの	<p><b>【所持等の許可】</b></p> <p>検査、治療、医薬品の製造、試験研究の目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合に、所持、輸入、譲渡し及び譲受けが可能</p> <p><b>許可無く所持した場合は処罰</b></p> <p>欠格条項あり (第五十六条の七) 破産者、禁固刑以上の刑に処せられた者-----。</p>	<p>病原体を所持前に「感染症発生予防規程」を作成し厚生労働大臣に届け出る。</p> <p>「病原体等取扱主任者」を選任し30日以内に厚生労働大臣に届け出る。</p> <p>「感染症発生予防規程」の周知と教育及び訓練</p> <p>滅菌、譲渡する際の届け出</p> <p>記帳義務、施設の基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守</p> <p><b>運搬の際には公安委員会へ届け出て証明書の交付を受ける。</b></p> <p>盗難等事故発生時の届け出 災害時の応急措置と届け出</p>	<p>病院、診療所、検査を行う機関が、業務に伴い病原体を所持する事になった場合は、滅菌、無害化しなければならない。 (第五十六条の二十二第一項第二号)</p> <p>滅菌、譲渡する場合も、記帳義務、政令で定められた施設、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守 (第五十六条の二十三～二十五)</p>

特定病原体等の種別	病原体等名 (青字は細菌または毒素)	取り扱い	所持者の義務等	
			研究機関等	病院・診療所等
第三種病原体等	<p>Q熱コクシエラ、狂犬病ウイルス、多剤耐性結核菌(RIF, INHに耐性)</p> <hr/> <p>政令で定めるもの            コクシジオイデス真菌、サル痘ウイルス、腎症候性出血熱ウイルス、西部馬脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、東部馬脳炎ウイルス、ニパウイルス、<b>日本紅斑熱リケッチア、発疹チフスリケッチア</b>、ハンタウイルス肺症候群ウイルス、Bウイルス、<b>鼻疽菌、ブルセラ菌</b>、ベネズエラ馬脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、リフトバレーウイルス、<b>類鼻疽菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア</b>            その他政令で定めるもの</p>	<p><b>【所持等の届出】</b></p> <p>病原体を所持した場合、厚生労働大臣へ届け出が必要</p> <p><b>届出せず所持した場合は処罰</b></p>	<p>病原体の種類等について厚生労働大臣へ事後届け出が必要(所持した日より7日以内)</p> <p>記帳義務、施設の基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守</p> <p><b>運搬の際には公安委員会へ届け出て証明書の交付を受ける。</b></p> <p>盗難等事故発生時の届け出 災害時の応急措置と届け出</p>	<p>病院、診療所、検査を行う機関が、業務に伴い第三種病原体を所持する事になった場合は、<u>省令で定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間、届出等はいらない。</u>            (第五十六条の十六第一項第一号)</p> <p>滅菌、譲渡するまでの間、<u>記帳義務、政令で定められた施設、保管等の基準は適用されない。</u>            (第五十六条の二十六第一項)</p>
第四種病原体等	<p>インフルエンザウイルス(H2N2)、黄熱ウイルス、クリプトスポリジウム、<b>結核菌(多剤耐性結核菌を除く。)</b> <b>コレラ菌、志賀毒素、赤痢菌属、チフス菌、腸管出血性大腸菌</b>、鳥インフルエンザウイルス、<b>パラチフスA</b>、ポリオウイルス</p> <hr/> <p>政令で定めるもの            ウエストナイルウイルス  <b>オウム病クラミジア</b>            デングウイルス            日本脳炎ウイルス            その他政令で定めるもの</p>	<p><b>【基準の遵守】</b></p> <p>病原体を所持した場合、厚生労働大臣へ届け出等は不要であるが、<b>所持者に管理責任</b>が負われる。</p>	<p>施設の基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守</p> <p><b>運搬の際には公安委員会へ届け出は無用</b></p> <p>盗難等事故発生時の届け出 災害時の応急措置と届け出</p>	<p>滅菌、譲渡するまでの間、<u>政令で定められた施設、保管等の基準は適用されない。</u>            (第五十六条の二十六第三項)</p>